

三陸の海を放射能から守る

岩手の会

三二コ三通信 第37号

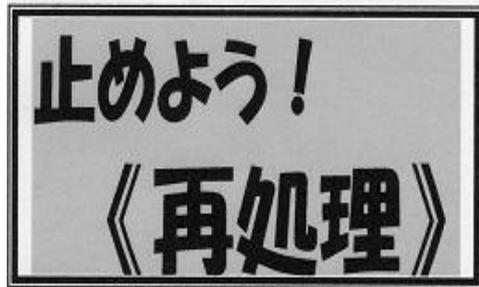
http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm

《岩手の環境 / R I 廃棄物 / 再処理》

* 署名用紙はここにあります

http://briefcase.yahoo.co.jp/k_imag

《まった再処理分庫》



2007 (平成19) 年

5月26日

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX

019-623-1636

郵便振替

02240-5-102650

放射能除去装置の設置を

青森県庁で要請行動

5月15日

六ヶ所村・(株)日本原燃には「要望書」を送付

青森県資源エネルギー総合対策局が応対
青森県庁のエネルギー総合対策局を訪れたのは、青森県六ヶ所村で「花とハープの里」を経営する菊川慶子さんと、岩手からは当会の永田文夫世話人ら三人、それに宮城、千葉から各一人ずつの合計六人でした。面談したのは、同局エネルギー開発振興課企画調整報道監三上雄二氏と、小坂哲生氏、小山田康雄氏ら総勢



六ヶ所村再処理工場からの放射能による海の汚染を止めさせるため、「花とハープの里」(菊川慶子代表)、「豊かな三陸の海を守る会」(田村剛一会長)、「三陸の海を放射能から守る岩手の会」(永田文夫世話人)の会員ら六人が、五月十五日青森県庁を訪れて、要請行動を行いました。青森県エネルギー対策局への要望書提出の後、マスコミ各社との記者会見もなされました。

要望事項

海に空に、放射能を放出しないこと。(一般原子力発電所並みの放出基準を守ること)
廃水・排気は放射能除去装置で放射能を取り除いたのち放出すること
除去装置を設置するまでは本格操業に入らないこと。

六人。十社ほどの報道関係者に囲まれて、約三十分ほどの会見でした。

青森県は、日本原燃に申し入れを

永田文夫世話人が「要望書」を読み上げ、「青森、岩手の県民にとって放射能放出は許し難い行為です。昭和六三年十二月の青森県議会への提出資料『六ヶ所再処理工場設置図』には、『クリプトン85、トリチウムの除去施設』が明記されています。

た。除去は技術的に可能であり青森県は日本原燃に除去装置設置を要求するべきです」と強調しました。

これに対して、三上報道監は「再処理アクティブ試験の廃液は国の指導のもと原子力関係法の規制に基づいて行われていると認識している」と答えました。

原発の千倍以上の濃度の放射能を流しても「規制値以内」か？

要望者側から、「排出放射能液は、一般原発の規制値よりも数百倍も濃い濃度で流し続けられ、すでに、昨年四月以来トリチウムは総量で四九四兆ベクレルに達し、一七二人を致死させるほどの量である。再処理工場のみが放射能を垂れ流して良い、という根拠がどこにあるのか」とする具体的な例を挙げた質問がなされました。これに対する三上報道監の答は「六ヶ所村周辺の住民の被曝量は〇・〇二ミリシーベルト以下であり、安全である」という従来の見解以外の答えはありませんでした。

放射能のかんりの部分はトリチウムとクリプトン

要望者側から、「海洋に原発規制を上まわる放射能廃液を流しても違法ではないというのは、同じ放射能なのにおかしい。規制法の二重基準は認められない。」とする意見や「再処理工場は放射能除去装置を付けて、少なくとも一般原発並みに放射能を除かないかぎり動かすべきではない」、「トリチウム除去技術は、インターネット」原子力百科事典」を管理する科学技術振興機構(JST)が「レーザー同位体分離法」という技術を、世界に先がけて実証した」と報じているように、既に可能な技術である。放出放射能のかんりの部分はトリチウムとクリプトンであり取り除ける。」等という発言がなされました。

安全協定第5条は「飾り」に過ぎないのか

要望者側は、アクティブ試験安全協定第五条は「放射能低減のための技術開発と措置」を謳っており、この条項に基づいて、青森県は日本原燃に「除去装置設置」を申し入れるべきであると指摘しました。三上報道監は「知事に伝える」と答えました。

安全協定第5条は「飾り」に過ぎないのか

耐震設計ミスを一年間隠蔽

「耐震設計ミスの機器」を使って
アクティブ試験が行われていた

「設計ミスがあった」と
日本原燃が発表
四月十八日、日本原燃
は、六ヶ所再処理工場で
二つの機器の耐震設計に
計算ミスがあった」と発
表しました。一つはアク
ティブ試験の使用済み燃
料集合体を包む「チャネ
ルボックスをせん断する
装置」であり、もう一つ
は「使用済み燃料集合体
をプールから引き上げる

装置」で、どちらも精密な遠隔操作で動かす、3・5トンもある大型の機械です。
この装置を納入した日立エンジニアリング社が一九九三年に設計したときに、地震の固有振動数を入力すべきところを、逆数の固有周期を入力したという誤りを犯したといえます。九六年になって担当者は誤りに気づきました。報告せず十一年間も隠し続けて来たと言っています。
日本原燃は四月十三日に日立製作所から「その誤りの可能性」の報告を受け、四月十七日に「正式な通告」を受けたと発表しています。
大きな地震では大事故の可能性があった
この発表は実に恐ろしいことを意味しています
この装置を使ってアクティブ試験が昨年三月末日から強行されました。既に第三ステップまで進み、この一年間に「せん断処理」された使用済み核燃料は、下表に見るように、第一ステップ約三〇トン、第二ステップ約六〇トン、第三ステップは予定の約七〇トン中、約五〇トンが三月末までにせん

六ヶ所再処理工場 2006年度 使用済み燃料処理数・量のまとめ 「原燃月例」報告から

月	PWR (加圧水型)		BWR (沸騰水型)		スケジュール	
	処理体数 (体)	処理ウラン 約(トン)	処理体数 (体)	処理ウラン 約(トン)	ステップ 実績	予定
4月	8	4	0	0	第1ステップ	約30トン
5月	28	13	0	0	3.31~6.26	
6月	31	14	0	0	67体・31トン	
7月	0	0	0	0		約60トン
8月	6	3	0	0	第2ステップ	
9月	0	0	0	0		
10月	103	47	0	0	8.12~12.6	
11月	0	0	57	10		約70トン
12月	0	0	0	0	166体・60トン	
1月	0	0	0	0	第3ステップ	
2月	0	0	130	23	1.29~4.26	約70トン
3月	0	0	145	27	270体・50トン	
合計	176	81	332	60	*4月、20トン予定	

断され、総計百四〇トンにのぼります。この一年間に青森県地域を大きな地震が襲っていたら、大きな事故に発展する可能性があったということになります。
作業は四月十六日ま

で続けられていた
(株)日本原燃は、四月二六日、青森市内で記者会見を行い、「アクティブ試験第三ステップが終了した」と発表しました。これに先立つ三月二九日の記者会見で、兒島伊佐美社長は「第三ステップ

は、BWR(沸騰水)型原子力発電所の使用済み燃料を二月五日から七日にかけて四六体、二月二五日から三月八日にかけて二二九体せん断しました。第二ステップとは異なるもう一方の系列を初めて使いました。四月には、PWR(加圧水)型原子炉使用済み燃料のせん断を開始する予定です」と発表していました。その矢先に、「耐震装置設計ミス」が発覚したわけで、当然作業は即刻中止されるべきでした。
使用済み燃料せん断は、ホームページモニタリングの「主排気筒」のクリプトンの排出グラフで、作業状況が推察出来ます。監視を続けて来た市民団体の報告では、この四月になって、二〇トンのせん断作業は四月八日から断続的に続けられ四月十六日の十五時三〇分、四四体目で終了しました。
既に、十三日には「非公式」であれ、設計ミスが伝えられていたわけですから、明白に「危険な作業」であったわけでは

「九体をせん断し残した」という情報があるさらに、クリプトン排出モニター画面を監視していた市民団体からは「二月二五日から三月八日まで行われたBWR型燃料のせん断は、予定のうち、九体を残して停止したと推定される。第三ステップは計画通りには進んでいないのではないかと」との指摘があります。
地震の多い下北半島での再処理は危険
下北半島は、東に日本海溝を控え、切り立った海底崖が近接する地震の多い地域です。近年においても一九〇二年一月の三戸地震がマグニチュード7・0、一九三一年三月の青森県南東沖地震がマグニチュード7・6の強い地震でした。当時は大都市や大型工場がなかったから、被害が少なく目立たなかっただけです。再処理工場が大地震でダメージを受ける場合は、想像を超える大きな被害に発展する可能性が常にあります。下北半島での核燃料サイクル事業は常に危険と背中合わせだといえます。(尚)